

令和4年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和4年8月2日（火）午後2：45～  
開催場所 宮崎合同庁舎2階  
共用大会議室

## 会 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- 3 今後の審議の進め方について  
(参考人聴取について)
- 4 令和4年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- 5 金額提示（目安答申状況に応じる）
- 6 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 7 今後の審議スケジュールについて
- 8 その他

1 部会長及び部会長代理の選出について

2 生活保護費と最低賃金との比較結果について

3 今後の審議の進め方について

(参考人聴取について)

4 令和4年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について

5 金額提示（目安答申状況に応じる）

6 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結

7 今後の審議スケジュールについて

8 その他

令和4年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮崎労働局

令和4年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3
3	生活保護と最低賃金	5
4	令和4年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（本審・運営小委員会）案	9
5	令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	13
6	令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果	15

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和4年8月2日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	まつおか ゆうこ 松 岡 優 子	弁護士法人 西山松岡法律事務所 弁護士
	まるやま あこ 丸 山 亜 子	宮崎大学地域資源創成学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	なかがわ いくえ 中 川 育 江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	かい まさふみ 甲 斐 正 文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事
	のぐち かずひこ 野 口 和 彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順  
(敬称略)



**生活保護と最低賃金の比較の計算（宮崎県）**  
 （生活保護及び最低賃金は令和2年度のデータを使用）

**I 前提**

○ 若年単身→ 生活保護基準では18～19歳・単身世帯

○ 宮崎県

・ 冬季加算地区 →	VI区			
・ 県内級地別人口 →	1級地-1	0	1級地-2	0
	2級地-1	401,591	2級地-2	0
	3級地-1	279,186	3級地-2	389,436

宮崎市人口	401,591	※令和2年国勢調査（人口等基本集計）
都城市人口	160,736	
延岡市人口	118,450	
その他人口	389,436	
宮崎県人口	1,070,213	

○ 生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）

・ 第1類費、第2類費

合算額（単位：円）

年齢区分 人員	世帯 人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
18～19歳	1人	71,460	68,430	66,940

・ 冬季加算（単位：円）

加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
VI区・1人	2,630	11月から3月まで

・ 期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
1人	12,880	11,610	10,970

**II 生活保護**

（1）生活扶助基準（令和2年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

**69,024.8**（1円未満四捨五入せず）

② 第2類費のうち冬季加算（1ヶ月平均）

**1,095.83**

③ 期末一時扶助費（1ヵ月平均）

級地別の期末一時扶助費（1ヵ月平均）

2級地-1 1,073.33（1円未満四捨五入せず）

3級地-1 967.50（1円未満四捨五入せず）

3級地-2 914.17（1円未満四捨五入せず）

人口加重平均を求めると

**987.81**（1円未満四捨五入せず）

生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

= **71,108.44**（1円未満四捨五入せず）

（2）住宅扶助実績値（2019年度）

※第3－10表使用

単身被保護世帯数→	宮崎市	5,675	世帯
	宮崎市以外	6,204	世帯
	合計	11,879	

住宅扶助実績値→	宮崎市	23,813.8
	宮崎市以外	15,780.3

**19,618.17**（1円未満四捨五入せず）

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

**90,726.61**（1）＋（2）

90,727（1円未満四捨五入）

### Ⅲ 最低賃金との比較

時給793円（令和2年度宮崎県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1ヶ月の収入（手取額）は、

112,601.7（793円×173.8時間×0.817）

**112,602**（1円未満四捨五入） ※0.817は令和2年度の可処分所得割合

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護－最低賃金（手取額）＝90,727－112,602＝**△21,875円**

であり、この差額を173.8時間で割って1時間あたり7し、0.817で割って

手取額から額面に換算すると、

$\Delta 21,875円 \div 173.8 \div 0.817 = \Delta 154.055円 \approx \Delta 154円/時間$ （1円未満四捨五入）

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和4年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮 崎 労 働 局

# 目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 未満率・影響率についての説明
- 3 分布特性値等についての説明
- 4 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表
- 5 賃金特性値の推移
- 6 就業形態別賃金特性値の比較
- 7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）

# 最低賃金に関する基礎調査の概要

1 趣旨  
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

## 2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。

なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。

## 3 調査事業所

2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。

### 804 事業所

## 4 調査労働者

3の事業所に雇用される労働者（全産業）

6,958 人

## 5 調査対象事項及び調査対象期日

令和4年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。

## 6 調査実施期間

令和4年5月16日から7月22日まで

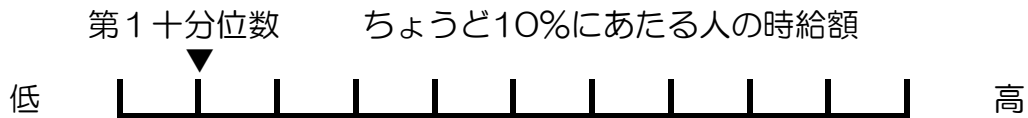
7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。

## 分布特性値

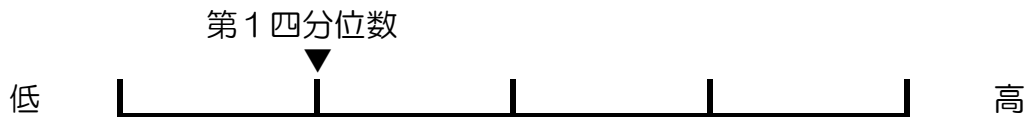
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1十分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



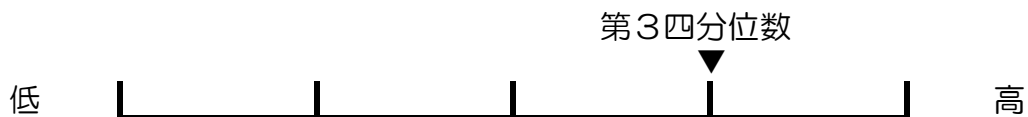
(ロ) 第1四分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



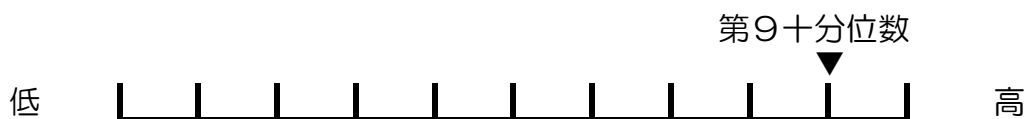
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3四分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9十分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

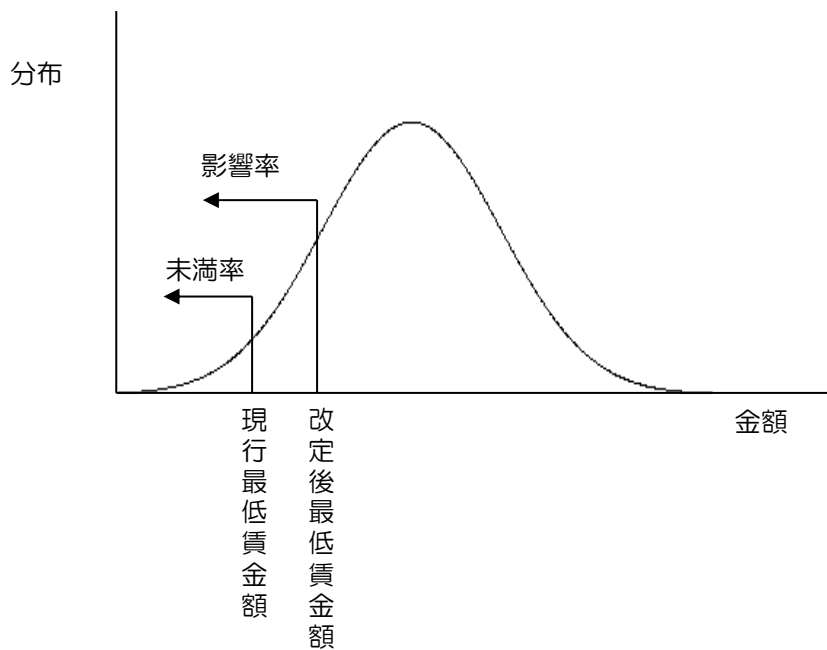
$$(イ) \text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

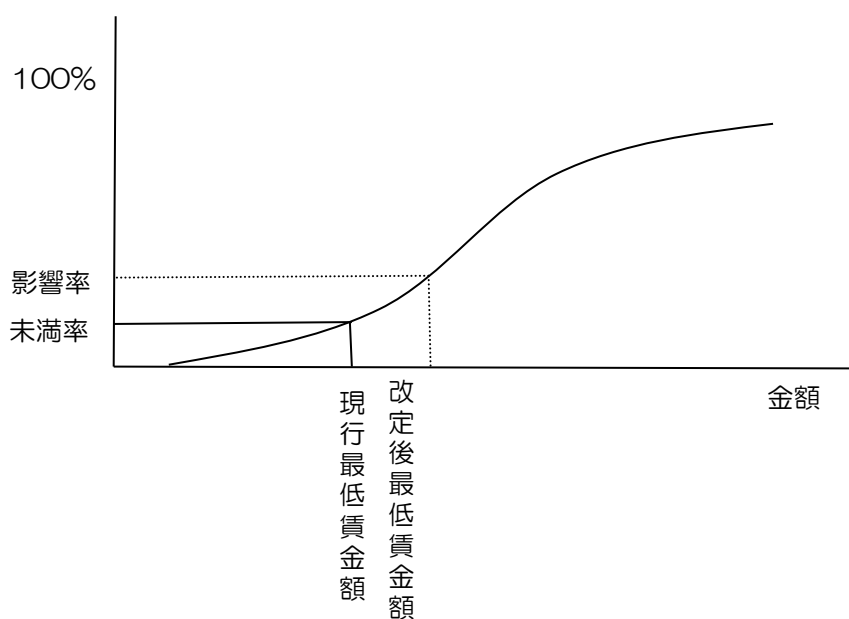
$$(ロ) \text{十分位分散係数} = \frac{\text{第9十分位数} - \text{第1十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

## 未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。

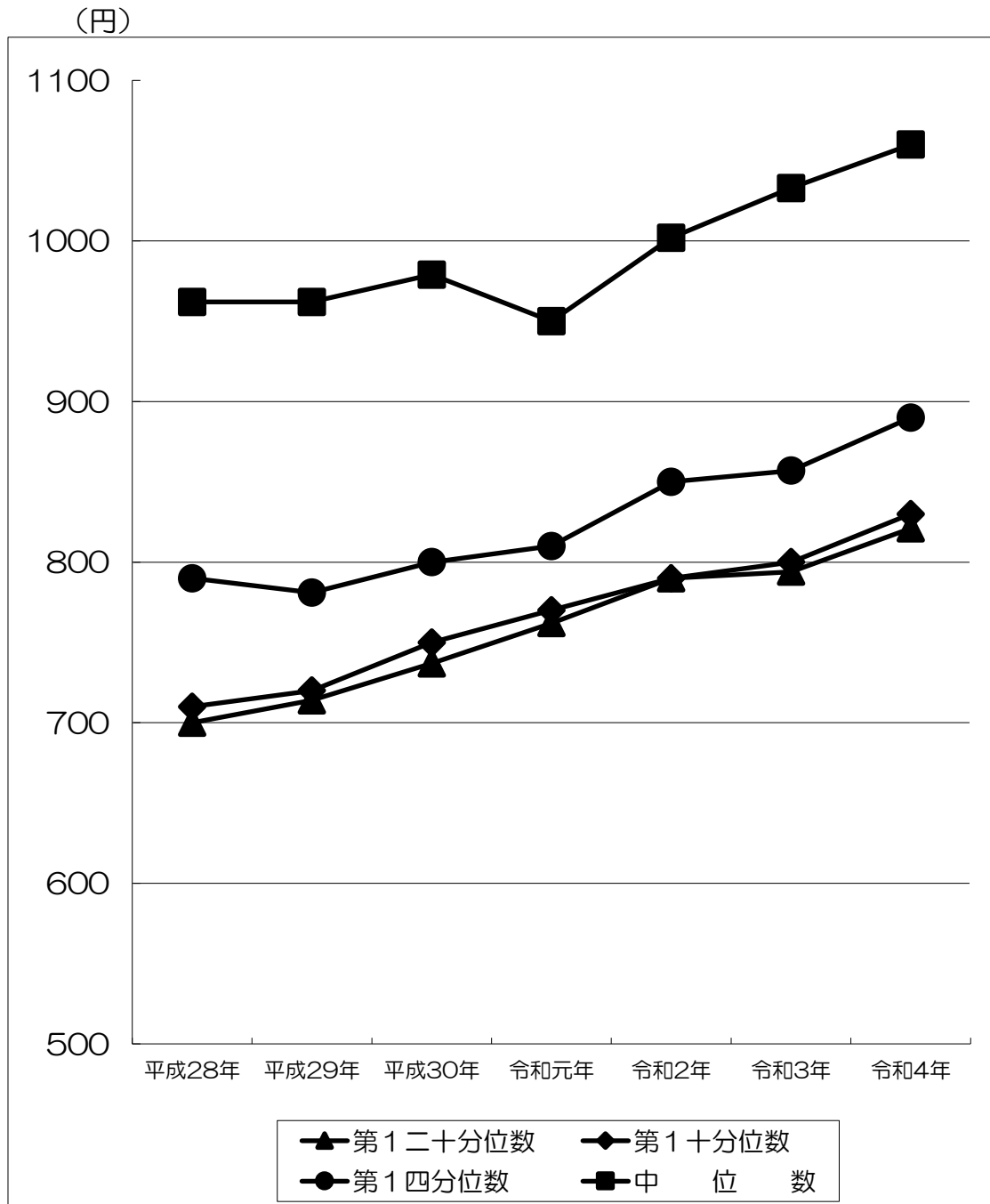


# 賃金特性値の推移（地賃 適用労働者計）

特賃4業種の適用除外のみ含む

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1二十分位数	700	714	737	762	790	794	821
第1十分位数	710	720	750	770	790	800	830
第1四分位数	790	781	800	810	850	857	890
中位数	962	962	979	950	1002	1033	1060

(単位：円)

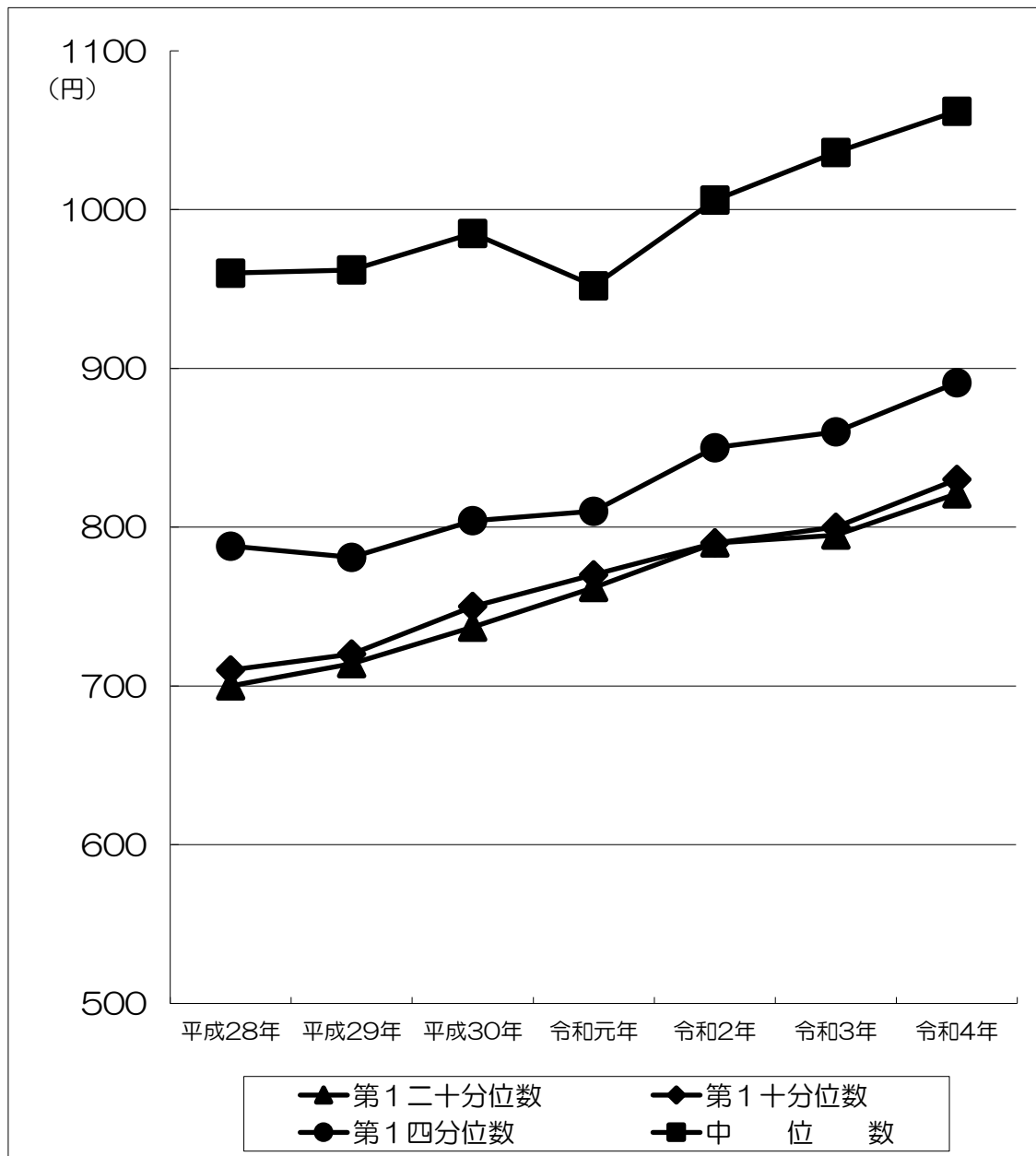




賃金特性値の推移（参考 調査全産業 計）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1二十分位数	700	714	737	762	790	795	821
第1十分位数	710	720	750	770	790	800	830
第1四分位数	788	781	804	810	850	860	891
中位数	960	962	985	952	1006	1036	1062

（単位：円）



# 就業形態別賃金特性値の比較(地賃適用労働者計)

特賃4業種の適用除外を含む

(単位：円)

全て(一般+パート)

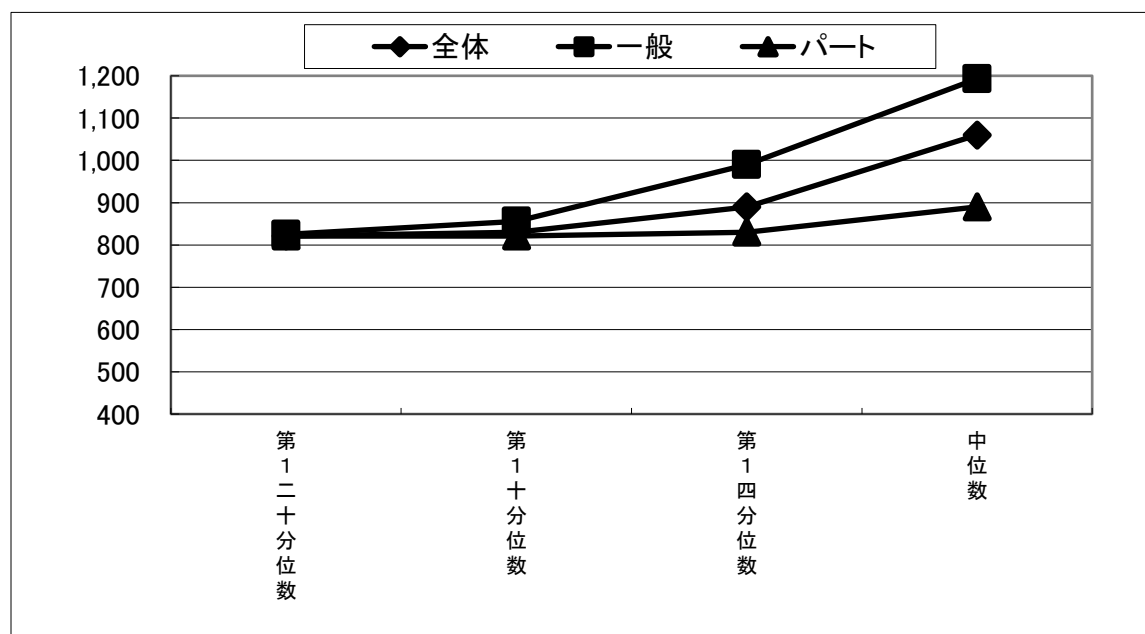
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	821	821	821	821
第1十分位数	830	825	833	829
第1四分位数	890	885	895	870
中位数	1,060	1,044	1,064	1,073

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	825	821	850	829
第1十分位数	856	833	892	831
第1四分位数	990	946	1,043	962
中位数	1,193	1,164	1,217	1,130

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	821	821	821	821
第1十分位数	821	821	821	821
第1四分位数	830	830	850	821
中位数	890	900	890	821



## 就業形態別賃金特性値の比較(参考 調査全産業 計)

(単位：円)

全て(一般+パート)

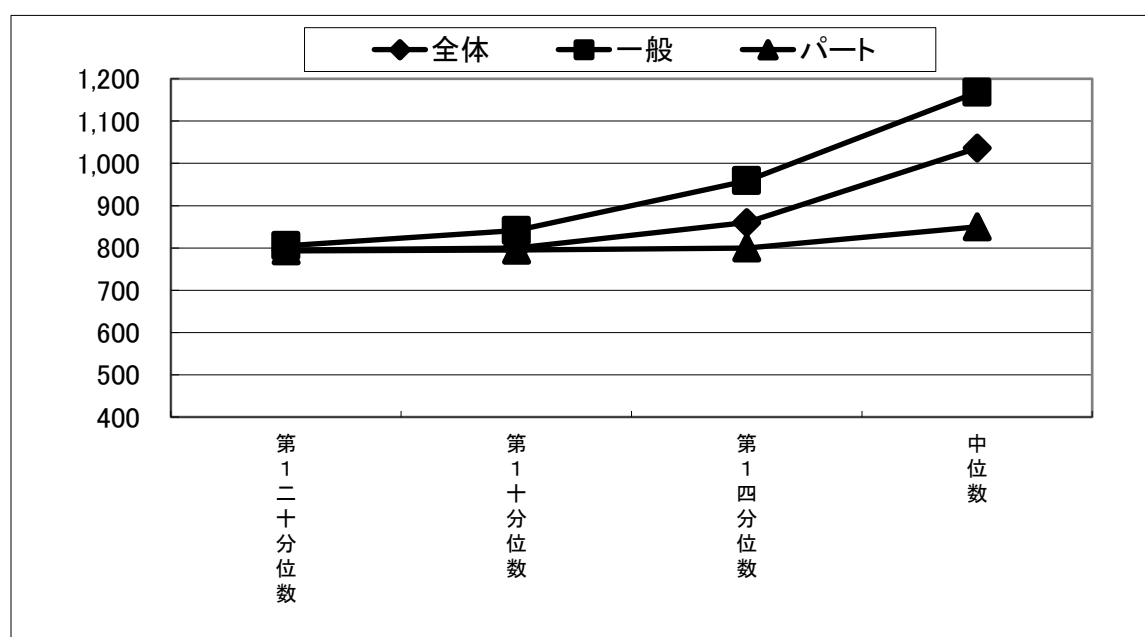
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	821	821	821	821
第1十分位数	830	825	835	829
第1四分位数	891	887	898	870
中位数	1,062	1,046	1,068	1,069

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	825	821	850	829
第1十分位数	860	840	894	831
第1四分位数	994	950	1,044	962
中位数	1,194	1,165	1,223	1,130

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	821	821	821	821
第1十分位数	821	821	821	821
第1四分位数	830	830	849	821
中位数	890	900	890	828



# 業種別賃金実態一覧表(地域別最低賃金 適用労働者)

特定最賃 適用除外を含む

	地賃適用産業計 全て	地賃適用産業計 一般	地賃適用産業計 パート	製造業計 全て	卸売業、小売業 全て	飲食店、宿泊業 全て	医療、福祉 全て	サービス業 全て
月平均賃金額(円)	177,650	221,268	80,013	207,546	189,099	108,548	181,360	177,850
時間当平均賃金額(円)	1,221	1,325	990	1,245	1,272	1,015	1,237	1,254
月一人当たり労働時間数(時間)	140	166	83	165	143	101	146	136
第1二十分位数(円)	821	825	821	821	821	821	842	821
第1十分位数(円)	830	856	821	829	821	825	877	830
第1四分位数(円)	890	990	830	912	850	850	974	900
中位数(円)	1,060	1,193	890	1,121	1,071	909	1,110	1,058
四分位偏差係数	0.2218	0.2129	0.0956	0.2091	0.2794	0.0852	0.1696	0.2349
適用労働者数(人)	144,870	100,136	44,734	24,625	46,365	20,280	30,283	23,130
未満率(%)	1.41%	1.55%	1.10%	0.49%	1.67%	2.47%	0.89%	1.63%

- \* 令和4年度 最低賃金に関する基礎調査結果による。
- \* 「全て」とは、一般労働者とパート労働者の合計である。
- \* 「地賃適用産業」とは、特賃4業種を除き、特賃適用除外を含む。
- \* 「サービス業」とは、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業の合計である。
- \* 未満率は、小数点以下第3位を四捨五入。